

氏名(本籍)	増井三夫(新潟県)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博乙第1,024号		
学位授与年月日	平成6年11月30日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	プロイセン近代公教育成立史研究 —村落学校の社会的紀律化機能と民衆啓蒙—		
主査	筑波大学教授		白石晃一
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山内芳文
副査	筑波大学教授	教育学博士	福沢周亮
副査	筑波大学助教授		柳本雄次

## 論文の要旨

### 1. 論文の構成

増井三夫氏提出の「プロイセン近代公教育成立史研究—村落学校の社会的紀律化機能と民衆啓蒙—」という題目の論文は、序章、第1章～第7章、終章、および付録から成り、本文315ページ、付録24ページ(地図5葉と文献目録19ページ)、合計339ページ(1ページ当たり1,200字。400字詰原稿用紙で合計約1,017枚に相当する。)となっている。

### 2. 論文の内容

本論文は、1970-80年代におけるドイツのプロイセン近代公教育成立史研究にみられる二つの対立する見解(レシンスキーとレーダーの見解ならびにノイゲバウアーの見解)を新たな史料(未刊行の教会・学校査察文書など)によって再検討し、新たな成立史を構成したものである。

レシンスキーおよびレーダーならびにわが国のプロイセン教育史研究者たちは、絶対主義権力が領主たちの私領地権力と私領地隷民を直接掌握すること、すなわち「統合化」が近代集権国家形成の不可欠の条件と前提であるとし、18世紀の下級学校制度は民衆(農民)意識の統合の機能を担うものであると結論している(結合化論)。他方、ノイゲバウアーは、公教育政策の分析にもとづき統合化論を批判し、絶対主義国家の教育権限行使(就学強制)は各州の実績に応じて、また貴族のパトロナート権によって限定されていたとする限定的統合化論を展開している。統合化論と限定的統合化論を批判的に検討し、本論文の著者は、史実は両見解が一体となった形で進展していったことを示しているとの見解に立って、この問題を、権力構造の二元性の問題(教育権限の地方分権主義の存在と絶対主

義権力の教育権限一元化の存在)として、1710年代から1810年代までのほぼ1世紀を対象として、解明している。

第1章「プロイセン絶対王政期における宗務行政機構」では、公教育の機能と構造を解明するために、中央―地方の教育行政機構を考察している。そして、枢密参議会司法・宗務省での、「国王の教会大権推進」派と「宗務行政機構の自立を実現せんとする」改革派との権限争議に注目している。

第2章「18世紀プロイセン領主所領区域における教育構造」では、中間権力地帯であり、18世紀の教会・学校政策の基礎的単位である領主所領区域をとりあげ、そこにみられる「社会的紀律化の教育過程」の構造、すなわち農民の思想・行動様式の生成・再生(社会化)の構造を解明している。そして、①農民は賦役の過程において外的強制によってのみ動機づけられる他律的な思想・行動の型を習得する。②この型は農民が日常的に領主に人格的に依存・服従するときにも再学習される。③村落共同体の共同労働体制と共同体の完結性が農民に同一共同行為と閉鎖的世界観という思想・行動の型を刻印する、と結論している。

第3章「学区の成立過程と村落共同体の再編」では、東プロイセンとリトアニア農村地帯の事例によって、領主所領区域内の村落共同体が学区に編成される過程を史実と法制の両面について追跡している。そして、領主所領区域が教区(=学区)として策定・編成されることによってここに国王の監督が及ぶようになったと結論している。村落民は自動的に教区民(学区民)となり、定期査察という最高司教権(教育権限)の行使によって農民の信仰生活・学校生活の統制が可能になったというのである。著者は、学区の策定によって、学区住民の私的生活圏が公的生活圏に再編された、すなわち学区の成立過程に農村社会の国家再編化過程がみられるとするのである。

第4章「村落学校の社会的紀律化機能」では、教区(=学区)に編成された中間権力地帯が教区教会と村落学校によって社会的紀律化される過程を考察している。そして、紀律化の核心をなす紀律の実体は、ハレ敬虔主義にもとづいて、最高権威(神・国王)に対する畏敬・恭順・誠実によって教区民(学区民)の内的・外的世界を権威主義的秩序によって改変・再生するところにあった、と結論している。なお、このような「敬虔主義の実践」は、就学・礼拝強制によって青少年の行動を管理する空間(家・学校・教会)すなわち公的義務圏をつくりだし、ここにおいて権威観の転換と公的生活の監督を図った、と著者はみている。

第5章「社会的紀律化体制とドイツ化政策」では、18世紀80年代末のヴェルナーの宗教政策をとりあげ、それが家・学校・教会を公的義務圏とするにとどまらず、社会的紀律化を民衆の全社会生活に拡張し、ルター派の権威主義的秩序原理を国家道徳の名目で国定化し、宗派統一と国家宗教への途を用意したと結論している。この体制下に、ルター派正統であることが聖職者任用の条件とされ、ギムナジウム・都市学校・村落学校での宗教教授の検閲が強化されたという。また、軍学校の紀律化方針(神と国王への無条件の服従)が一般の学校に導入されたという。

第6章「村落学校の基礎学力と民衆啓蒙」では、ヨアヒムスタール校とブランデンブルク校の教授改革をとりあげ、公教育の相対的自律性と基礎学力と民衆啓蒙について考察している。著者は、専制的隷属関係に代わる対話的コミュニケーション関係の導入と、年齢主義的序列に代わる能力主義と、

自己規律の陶冶と、基礎学力の形成に注目している。

第7章「ノイホラント校の民衆啓蒙」では、農村地域ノイホラント学区における学校教育と民衆の自発的学習の成果を、村民の基礎学力と社会的能力の分析・検討（両者間の相関の検証を含む）をとおして、解明している。そして、ここから自己規律的「近代」人の誕生を予想している。

終章「プロイセン近代公教育成立史の基本的特徴」では、研究を総括し、①18世紀プロイセン近代公教育成立史は、まず地方の自律的な教育権威が学区に策定され、ついでこの学区が国家の教育権限の及ぶ公的生活圏へ転換されることと平行して学区民の権威観の転換が図られるという重層的な国家化の過程ととらえられること、学区が住民の意識と行動を整序化する社会的規律化の場となっていたこと、②18世紀村落学校は、1770年代以降の教授改革の舞台となり、教授改革を経て、同一の思考・行動を成型する教育構造を解体し、学区住民の高次の基礎学力と新たな社会的能力を形成することになり、自己規律的なプロイセン的「近代」人の誕生を促したことを、基本的特徴として指摘している。

## 審 査 の 要 旨

本論文は世界史的に典型的とされる義務教育を成立させたプロイセンの近代公教育成立史を新たな視点と史料とによって再構成したものである。特に、絶対主義国王権力と地主・雇用主権力との中間に位置する領主所領区域を中間権力地帯として考察・論究の中心に据え、そこに教区（＝学区）が策定され、地方の自律的な支配権威が国家の社会的規律化の単位に転換される過程の具体的な検討をとおして、統合化論と限定的統合化論のそれぞれの部分的有効性を確認したことは、学説批判として、また新しい学説の提示として、大きな意味をもっている。さらに、村落学校の教授改革および農民の書字力と基礎学力の究明をとおして、公教育の相対的自律性ならびに民衆の自己啓発という意味での啓蒙について数々の教育史実を提示したことは、教育史学界への大きな寄与といえる。これは著者が、教育史上において、民衆を単に社会的規律化の対象、教化・啓蒙される対象と把握しているのではないことを示している。なお、基礎学力を教育史実として対象化したことはこの論文の功績の一つであるが、さらに研究を進め、基礎学力の実体を史料に即して解明することを著者に望みたい。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。